



541-0053

大阪市中央区本町2丁目3番8号  
三甲大阪本町ビル10階

TEL.06-4708-6202

FAX.06-4708-6203

<http://growth-law.com>

# Greeting

ごあいさつ

## 私たちの思い

私たちは、いつの時代も、社会を切り拓くのは、現状に満足せず、  
覚悟をもって困難を乗り越える気概を持った経営者であると考えています。  
また、社会に生きる者として、人と人のつながりを大切にしている経営者でなければならないと考えています。

私たちもそのような経営者の一人であるべく、この事務所を設立致しました。

## 弁護士が弁護士であるために

弁護士法において、弁護士は、基本的人権を擁護し、

社会正義を実現することを使命とすると規定されています。

また、常に、深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、法令及び法律事務に精通することが、

弁護士の職責の根本基準であるとされています。

私たちは、このような使命と根本基準の中で、他に代えがたい仕事をする心をかけています。

それは、決して突飛なことをすることではありません。

しかし、私たちにしかできないことをするのでなければならないと考えています。

職務領域に対する誇り、専門性、不断の努力、

そのために常に成長するという気概を事務所名に込めました。

## 依頼者の真の利益を実現するために

「依頼者の真の利益を実現する」ということ、それは、ご依頼、ご相談の内容をそのまま実現することを意味せず、

社会正義の実現に資するものでなければ、結果において、企業の発展につながらないものと考えています。

企業の発展につながる最善の選択と結果を依頼者の方と共有すべく努めて参ります。

人と人のつながりを大切に、一つの束になって高みを目指し、成長する。

平成30年3月

弁護士 谷川 安徳

弁護士 徳田 聖也

Yasunoi  
Tanigawa

Masaya  
Tokuda



# Profile

## 弁護士紹介

弁護士

谷川 安徳 たにがわ やすのり

Yasunoi Tanigawa

学歴

立命館大学法学部卒業

立命館大学大学院法学研究科博士前期課程修了

司法修習 54期

(平成13年10月弁護士登録)

職歴

平成13年10月 共栄法律事務所 入所

平成18年4月 しんめい法律事務所設立

平成30年3月 グロース法律事務所設立

甲南大学法科大学院特別講師(H16.4~H21.3)

民事調停官(大阪地方裁判所第10民事部H22.10~H24.9)

参与員となるべき者(大阪家庭裁判所H28.1~)

役職等

経営革新等支援機関

(2013年3月21日・近財金1第107号・20130228近畿第20号)

認定事業再生士(CTP)

所属団体

一般社団法人日本ターンアラウンド・マネジメント協会

経営法曹会議

吹田商工会議所

講演歴

中小企業金融円滑化法の期限切れに向けて企業が取るべき

対応策(H24.9.12大阪弁護士会)

等多数

弁護士

徳田 聖也 とくだ まさや

Masaya Tokuda

学歴

同志社大学文学部卒業

立命館大学法科大学院修了

司法修習 63期

(平成22年12月弁護士登録)

職歴

平成22年12月 F&J法律事務所入所

平成26年1月 F&J法律事務所

パートナー就任

平成30年3月 グロース法律事務所設立

所属団体

一般社団法人 大阪青年会議所

講演歴

「必ず役に立つ相続・後見セミナー」

「労務トラブルでの証拠の残し方」

等多数



# わたしたちgrowthが取り扱っている分野

## ① 契約書の作成・チェック



契約書は一度作成・調印してしまうと、その有利不利に関わらず、その内容(文章)に拘束されますので、内容や影響をよく理解した上で作成・調印することが大切です。当事務所にご依頼いただければ、それぞれ個別の事情に応じた契約書を作成することが可能です。弁護士が監修した契約書を作成することで、トラブルを未然に防ぐだけでなく、企業活動を円滑に進めるための契約書の作成が可能です。

## ② 労務問題



残業代・解雇・労働組合との交渉など経営者にとって労務問題は経営に大きな影響を及ぼす非常に重要な問題です。労務問題を防ぐためには、トラブルが起きる前に就業規則や労働契約書の整備など、労働環境の整備を行う必要があります。そして万が一、労働トラブルが起きてしまった場合には、適正な対応をしなければなりません。当事務所は労働問題における使用者専門の法律事務所として労働トラブル予防から労働紛争の解決まで幅広いサポートを行うことが可能です。

## ③ 債権回収



債権の回収は、経営者が頭を悩ませる典型的な問題の一つです。企業活動においては、売掛金の未回収や取引先の入金遅れといったトラブルが日常的に発生しており、直接訪問をしても支払いに応じてもらえなかったり、話し合いにすら応じてもらえなかったりと、回収が困難なケースは多く存在します。当事務所では、事前の予防策から、いざ未払いが生じた場合の債権回収の可否判断および債権回収業務まで事案に応じ幅広くサポートを行うことが可能です。

## ④ 事業再生/倒産



企業経営をされている方の多くは、平時においてどのように業績を上げ、業務を運営するのか、という点については、非常に精通しておられます。しかし、会社がいきなり資金繰りに困った時や会社が経営危機に瀕した際にどうすれば良いのか、ということに関して正しい知識をお持ちの経営者は少ないのが実情です。また、正しい知識をお持ちでも、会社の危機にあって冷静な判断ができないケースも見受けられます。当事務所では専門的見地から冷静に事業再生・倒産につき状況に応じて取るべき手段を判断し、適切にサポートいたします。

## ⑤ 不動産



不動産は人の生活と切り離せず、トラブルの種類が多岐に亘り、契約の解釈に関しても専門的な視点が必要になる場合が多くあります。また、感情的な対立も深くなってしまうことが比較的多い類型です。当事務所では多くの建築紛争・不動産取引に関わった弁護士が在籍しており、不動産に関する幅広い解決策を提示することが可能です。

## ⑥ M&A/企業再編



不採算部門の切り離し、WINWINの関係での企業同士の結合、節税対策、規模拡大によって上場を目指す。これらはいずれも組織再編によってなし得るものですが、ひとくりに組織再編といっても、株式譲渡、事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転など、何を目的とするかによって様々な手法選択が求められます。これらはいずれも今日明日に出来る手法ではありません。戦略的に計画的に、そして時宜を逃さず行わなければ、再編の効果も薄れますので、現在の事業活動で抱えている事業経営上の問題などがございましたら、当事務所にお早めにご相談下さい。

## ⑦ 知的財産



知的財産権というと大企業や特殊な特許技術を持った企業だけの問題と思われがちですが、実は中小企業経営にもとても身近で重要な問題です。知的財産権には、特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・営業秘密などがあります。具体的には企業が独自に開発した技術、デザイン、ロゴマークなどが該当し、大企業だけでなく、中小企業にとっても、経営上極めて大切な資産・権利なのです。これらを活用し、守っていくことが経営戦略上不可欠とも言えます。当事務所ではこれら知的財産権に関するご相談についても幅広くサポートいたします。

## ⑧ 相続



相続問題は誰にでも起こりうる可能性があり、相続問題が大きくなると紛争の解決まで長期間を要することも珍しくありません。当事務所では生前の相続対策である遺言作成から相続発生後の遺言執行、遺産分割調停まで相続に関するすべての場面でのサポートが可能です。また、生前の財産管理の方法として成年後見の手続きについてもサポートすることが可能です。

## ⑨ 事業継承



伝えるべき技術力があるにもかかわらず後継者が見つからないためにやむなく廃業し技術の承継が出来なくなる、引退を考えているが事業を引き継ぐ先が見つからないためにやむなく事業を続けているという経営者が増えており、事業承継の重要性は増えています。事業承継においては契約関係も複雑であり、適切に行わなければ結局残すべき技術も失われかねません。当事務所では事業承継に積極的に取り組んでおり、事業承継の可否から手続きの完了まで幅広いサポートを行うことが可能です。

## ⑩ 会社法務(その他)



当事務所ではその他も幅広い会社法務を取り扱っております。また、会社顧問業務も取り扱っており、当事務所の顧問先様となっただけでしたらよりお気軽にご相談に来ていただけるほか、様々なリーガルサービスを提供することが可能です。詳しくは後記顧問プラン表をご参照ください。

## わたしたちが丁寧にお話をお伺いいたします。

弁護士登録以来、主に企業法務を中心として、ディベロッパー、工務店側の建築紛争や不動産取引、破産管財事件を中心とする倒産処理や事業再生、ベンチャー企業を中心とする契約管理等を取扱い、近時は、労使、労災案件の取扱も増えて参りました。また、民事調停官(非常勤裁判官)としての経験は、人に物事を伝え、解決に導くためには、聞き手に届く言葉を都度聞き手の表情や反応を見て感じ取り、瞬時に表現していく必要のあることを改めて実感する機会となりました。

また、感情的対立も強くなる建築瑕疵紛争では、企業の矢面に立ち、施主、住民の方より怒鳴られるようなことも多く経験しました。誤解を恐れずに言え

ば、法律や法的なロジックは、時として解決のための直接的な手段としては無力であり、人と人との対話として、感情的な面も含めた紛争の根源を共有すること、そこにたどり着く過程の努力を惜しまないことは、私の弁護士としての行動指針の一つとなっています。

弁護士 谷川 安徳

Yasunori Tanigawa

## 少しでも悩んでおられるのであればまずはご相談ください!

弁護士登録以来、相続、離婚、交通事故、労務、倒産処理、企業間交渉など個人・企業に関する幅広い案件を経験する中で、依頼者に満足していただくためには金額の多寡のみではなく、真に望まれている解決は何かという点をしっかり把握し、共に良い解決に向かうという姿勢が重要であることを学びました。その為には、依頼者のお話にしっかり耳を傾け、法的に重要な事実のみを重視するのではなく、それぞれのストーリーを把握し紛争の本質を捉え、依頼者にとっての「真の解決」を追求しなければなりません。この本質を見逃したままでは一応の解決に至ったとしても、依頼者にとって「真の解決」が実現されない結果、不満の残る結果となってしまいます。「真の解決」の追求の為に、じっく

りとお話をお伺いしたうえで、私の考えや意見をお伝えし、共に良い解決に向かうことが私の理念であり、「真の解決」のためには、困難な事案であっても「法的には無理です。」とあきらめてしまうのではなく、何か方法はないか最後まで尽力いたします。このような理念に基づき依頼者の皆様にとってより良い未来となるためのお手伝いをさせていただきますと考えております。

弁護士 徳田 聖也

Masayuki Tokuda

# 顧問サービス内容

顧問先様のためのサービス内容です



**Service**  
充実のサービスをご用意

## メール相談

簡単なご相談やトラブルについては、メールにていつでもお気軽にご相談いただけます。

## 優先・緊急対応

顧問のお客先様からのご相談予約・ご依頼を優先させて対応させていただきます。顧問のお客様の中では顧問弁護士プラン順に対応させていただきます。

## 訪問・会議参加

経営会議（取締役会を除く）への参加し、顧問先様の経営戦略について弁護士の視点からアドバイスいたします。

## 専門家紹介

当事務所では様々な専門家（税理士・司法書士・社会保険労務士・弁理士など）と提携しており、顧問先様が弁護士以外の専門家の力が必要になったときは信頼できる専門家をご紹介します。土業以外の専門家のご紹介も可能です。

## 顧問表示

会社のHPやパンフレットに顧問弁護士事務所の名称及び顧問弁護士名を表示していただけます。取引先や顧客からの信頼を高めることが期待できます。

## 顧問先割引

顧問業務範囲外のご依頼について、顧問弁護士プランに合わせて費用を割引いたします。

## 社内研修講師

ご希望のテーマに沿って、社内研修の講師を担当いたします。弁護士から直接講義を受けることで社内の法務レベルの上昇が期待できます。

## 社員からの相談

顧問先様の社員からの個人的なご相談もお受けいたしますので、社員との信頼関係を築くことができます。

# 顧問プラン表

顧問のプラン内容です

プラン	月額3万円	月額5万円	月額10万円
プランの選び方	気軽に相談できる 弁護士が欲しい	ある程度書面訂正や 作成までして欲しい	とにかく自社への 優先対応が欲しい
顧問弁護士表示	○	○	○
相談予約の優先対応	○	○	○
下記相談の総稼働時間 (相談時間上限)	3時間	5時間	10時間
事務所での相談	○ (月3回・計5時間以内)	○ (回数・時間制限無し)	○ (回数・時間制限無し)
電話相談	○ (月3回・計60分以内)	○ (回数・時間制限無し)	○ (回数・時間制限無し)
メール相談	○ (月3回・3テーマ以内)	○ (回数制限無し)	○ (回数制限無し)
定期出張相談	×	×	○ (ご希望がある場合に 月1回までの取締役会を除く 経営会議等への出席など)
緊急相談	○	○ (業務時間外専用事務所電話)	○ (業務時間外専用事務所 電話、弁護士携帯電話)
社員からの相談	○	○(月1回まで相談無料)	○(月1回まで相談無料)
契約書の作成・チェック	△ (口頭修正)	○ (1通あたり30分以内の修正対応)	○ (修正は制限無し。新規作成は1通)
他の専門家紹介	○	○	○
社内研修講師	×	×	○(年1回まで)
近畿圏外遠方出張日当 割引(実費除く)	×	△(30%割引)	1回無料 (2回目以降50%割引)
弁護士費用割引	10%	20%	30%

内容	説明
顧問弁護士表示	会社のHPやパンフレットに顧問弁護士の名前を表示可能
相談予約の優先対応	相談予約の際は顧問先を優先してスケジュールリング
事務所での相談	事務所にお越しいただいての相談
電話相談	電話での相談
メール相談	メールでの相談
社員からの相談	社員個人の相談にも対応
契約書の作成・チェック	契約書や規約の作成、内容の妥当性等のチェック
他の専門家紹介	弁護士以外の専門家を紹介可能（フンストップサービスの実現）
社内研修講師	社内研修の講師を担当
近畿圏外遠方出張日当 割引	半日以上時間を要する出張に関する出張日当についての割引
弁護士費用割引	顧問サービス外の案件の弁護士費用を割引